

別表第四中「第十一條」の下に「第十七條」を加える。

附 則

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

青森県青少年健全育成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十七日

青 森 県 知 事 木 村 守 男

青森県条例第四十八号

青森県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

青森県青少年健全育成条例（昭和五十四年十二月青森県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項第五号を削り、同項第六号中「テレホンクラブ等営業」を「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第一百二十二号。以下「法」という。）第二条第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業（以下「店舗型電話異性紹介営業」という。）」に改め、同号を同項第五号とし、同条第三項中「風俗営業等に規定する無店舗型電話異性紹介営業（以下「無店舗型電話異性紹介営業」という。）」に改め、「並びにテレホンクラブ等営業を営む場所（以下「テレホンクラブ等営業所」という。）」を削る。

第十五条の一及び第十五条の三を削る。

第十五条の四第一項中「テレホンクラブ等営業」を「店舗型電話異性紹介営業又は無店舗型電話異性紹介営業」に改め、同条を第十五条の二とし、第十五条の五を第十五条の三とする。

第十五条の六第一項を次のように改める。

2 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項のうち公安委員会規則で定める事項に変更があつたときは、その日から二十日以内に、公

安委員会規則で定めるところにより、その内容を公安委員会に届け出なければならない。

第十五条の六に次の一項を加える。

3 第一項の規定による届出をした者は、当該届出に係る販売を廃止したときは、その日から十日以内に、公安委員会規則で定めるところにより、その旨を公安委員会に届け出なければならない。

第十五条の六を第十五条の四とする。

第十五条の七の見出し中「テレホンクラブ等営業」を「店舗型電話異性紹介営業等」に改め、同条第一項中「テレホンクラブ等営業所の名称、」を「店舗型電話異性紹介営業に係る営業所の名称若しくは所在地若しくは電話番号若しくは無店舗型電話異性紹介営業に係る呼称、事務所の」に、「テレホンクラブ等営業所」を「店舗型電話異性紹介営業に係る営業所」に改め、「（テレホンクラブ等営業所を除く。）」を削り、「、若しくは」を「、又は」に改め、「又はテレホンクラブ等営業所（第十五条の三第一項ただし書に規定するテレホンクラブ等営業所を除く。）に係る自家用広告物」を削り、同条第二項及び第三項中「テレホンクラブ等営業所」を「店舗型電話異性紹介営業に係る営業所」に改め、同条第五項を削り、同条を第十五条の五とする。

第十五条の八から第十五条の十までを削る。

第二十条第二項中「性風俗特殊営業」を「性風俗関連特殊営業」に、「及び第三十一条の八第一項」を「、第三十一条の八第一項、第三十一条の十

三第一項及び第三十一条の十八第一項」に改める。

第二十八条の一第一項中「テレホンクラブ等営業を営む者又は」を削り、「これらの」を「利用カード類の販売を業とする」に改める。

第三十条第二項を削り、同条第三項中「第十五条の二第一項、第十五条の三第一項、第十五条の八第一項、」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項第一号中「第五条の四又は第十五条の五第一項」を「第十五条の二又は第十五条の三第一項、第十五条の八第一項、」に改め、同項第二号中「第十五条の二第一項又は第十五条の六第一項」を「又は第十五条の四第一項」に改め、同項第三号中「第十五条の七第四項」を「第十五条の五第四項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項第二号中「第十五条の二第一項若しくは第三項（第十五条の六第二項において準用する場合を含む。）」を「第十五条の四第一項若しくは第三項」に改め、同項第三号中「第十四条第一項又は第十五条の八第二項」を「又は第十四条第一項」に改め、同項を同条第四項とする。

第三十一条中「に規定する者及び同条第三項に規定する者（第十五条の八第一項第三号、第二十二条第二項又は第二十三条の規定に違反した者に限る。）」を「及び第二項に規定する者」に改める。

第三十二条中「代理人等」を「代理人、使用人その他の従業者」に改める。

附 則

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十七日

青 森 県 知 事 木 村 守 男

青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例

第一条 青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例（平成十二年三月青森県条例第百一号）の一部を次のように改正する。

第一条第八号中「交付」の下に「（以下「技能検定員資格者証の交付」という。）」を、「審査」の下に「（以下「技能検定員審査」という。）」を加え、同条第九号中「交付」の下に「（以下「教習指導員資格者証の交付」という。）」を、「審査」の下に「（以下「教習指導員審査」という。）」を加える。

別表第八号中「法第九十九条の一第四項の規定による」を削り、同表第九号を次のように改める。

九 技能検定員審査を 受けようとする者	技能検定員 審査手数料	特定第一種運転免許（普通自動車免許、小型特殊自動車免許及び原動機付自転車免許以外の第一種運転免許をいう。以下同じ。）に係る技能検定員審査	一万四千七百五十円
普通自動車免許に係る技能検定員審査		大型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者に対するもの（以下「大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査」という。）	二万五百円

別表第十号中「法第九十九条の三第四項の規定による」を削り、同表第十一号を次のように改める。

十一 教習指導員審査	教習指導員	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	九千八百五十円
------------	-------	---------------------	---------

受けようとする者	審査手数料
普通自動車免許に係る教習指導員審査	一万二千五百五十円
大型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者に対するもの（以下「大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査」という。）	大型自動車第二種免許に係る教習指導員審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者に対するもの（以下「大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査」という。）
審査細目	区分
イ 技能検定員として必要な自動車の運転技能	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査
ロ 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	普通自動車免許に係る技能検定員審査
ハ 法第百八条の二十八第四項に規定する教則の内容となっている事項	大型自動車第二種免許等に係る技能�定員審査
普通自動車免許に係る技能�定員審査	特定第一種運転免許に係る技能�定員審査
一千九百円	一千二百五十円
八千二百五十円	六千七百五十円
二千四百五十円	四千七百五十円
三千九百五十円	三千九百五十円
一千五百五十円	一千五百五十円

別表の備考の第二号中「法第九十九条の二第四項第一号イの規定による技能検定員の審査（以下「技能検定員審査」という。）」を「技能検定員審査」に改め、同号の表を次のように改める。

二 自動車教習所に関する法令についての知識

特定第一種運転免許に係る技能検定員審査

二千二百円

普通自動車免許に係る技能検定員審査	二千五百円
特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	二千五百円
普通自動車免許に係る技能検定員審査	二千五百円
特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	二千五百円

ト 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運輸代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）第二条第一項に規定する自動車運輸代行業に関する法令についての知識

大型自動車第一種免許等に係る技能検定員審査	三千三百円
普通自動車免許に係る技能検定員審査	二千円
大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	二千八百五十円

別表の備考の第三号の表を次のように改める。

区分	分	金額
イ 前号の表イ及びロに掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	五千五十円
大型自動車第一種免許等に係る技能検定員審査	普通自動車免許に係る技能検定員審査	一万五千五百円

□ 前号の表ハ及びニに掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者

審査細目	区分	金額
イ 教習指導員として必要な自動車の運転技能	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	千四百五十円
ロ 技能教習に必要な教習の技能	普通自動車免許に係る教習指導員審査	四千九百円
ハ 学科教習に必要な教習の技能	大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査 普通自動車免許に係る教習指導員審査 特定第一種運転免許等に係る教習指導員審査	一千三百五十円
二 法第百八条の二十八第四項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	普通自動車免許に係る教習指導員審査	一千二百五十円

別表の備考の第四号中「法第九十九条の三第四項第一号イの規定による教習指導員の審査（以下「教習指導員審査」という。）」を「教習指導員審査」に改め、同号の表を次のように改める。

ホ 自動車教習所に関する法令についての知識

特定第一種運転免許に係る教習指導員審査

千三百円

ヘ 教習指導員として必要な教育についての知識

特定第一種運転免許に係る教習指導員審査

千二百五十円

ト 道路運送法第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運輸代行業の業務の適正化に関する法律第二条第一項に規定する自動車運輸代行業に関する法令についての知識

普通自動車免許に係る教習指導員審査

二千八百五十円

別表の備考の第五号の表を次のように改める。

区分	分	金額
イ 前号の表イ及びロに掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	四千円
ロ 前号の表ニ及びホに掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者	普通自動車免許に係る教習指導員審査 大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	六千三百五十円 八千九百五十円 二千六百五十円
普通自動車免許に係る教習指導員審査		二千六百円

第一条 青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を次のように改正する。

第一条中「掲げる事務」の下に「及び道路交通法の一部を改正する法律（平成十三年法律第五十一号）附則第二条第七項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の法（以下「旧法」という。）第百八条の二第一項第十一号の規定による講習に関する事務」を加え、同条

第四号中「第八十九条」を「第八十九条第一項」に改め、「運転免許試験」の下に「及び同条第二項の規定による検査」を加え、同条中第十二号を

第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 法第百四条の四第五項の規定による運転経歴証明書の交付に関する事務

別表第四号を次のように改める。

		四 法第八十九条第一項の規定による運転免許試験手数料	特定第一種運転免許（普通自動車免許、小型特殊自動車免許及び原動機付自転車免許以外の第一種運転免許をいう。以下同じ。）又は第二種運転免許（大型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許を除く。）に係る試験	法第九十七条の二第一項の規定による場合	法第九十七条の二第一項の規定の適用を受ける場合	二千五百円
普通自動車免許に係る試験	法第九十七条の二第一項第一号又は第二号に該当して同項の規定の適用を受ける場合			三千三百円（法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、四千四百円）		
						一千百円

				法第九十七条の二第一項第三号に該当して同項の規定の適用を受けの場合	二千五十円
		小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験		法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合	二千四百円（法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、三千四百円）
	法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合	大型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験	法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合	法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合	二千五十円
法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合	法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合	四千四百五十円（法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、六千六百五十円）	二千百円	一千六百五十円	一千六百五十円

仮運転免許に係る試験

二千五十円

法第九十七条の二第一項第一号に該当して同項の規定の適用を受けの場合

法第九十七条の二第一項第四号に該当して同項の規定の適用を受け場合

千七百円

法第九十七条の二第一項の規定の適用を受け場合

三千三百円（法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、四千四百円）

別表第十六号を同表第十九号とし、同表第十五号中

法第一百八条の二第一項第八号に掲げる講習

講習一時間について

千三百五十円

を

法第一百八条の二第一項第八号の二に掲げる講習

講習一時間について

三千四百円

に、

法第一百八条の二第一項第八号の二に掲げる講習	講習一時間について 三千四百円
------------------------	--------------------

法第一百八条の二第一項第八号に掲げる講習	講習一時間について 千三百五十円	法第九十七条の二第一項の規定の適用を受け場合	三千三百円（法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、四千四百円）
----------------------	---------------------	------------------------	--

		法第百八条の二第一項第十一号に掲げる講習	
法第百八条の二 第一項第十二号 に掲げる講習	法第一百八条の二 第一項第十一号 に掲げる講習	法第九十二条の二第一項の表の 備考一の2に規定する優良運転 者に対する講習	千七百円（当該講習が運転免許に係る講習 に関する規則（平成六年国家公安委員会規 則第四号）第五条第一項に規定するもので ある場合にあっては、七百円）
法第百八条の二 第一項第十二号に掲げる講習	法第九十二条の二第一項第十二号に掲げる講習	講習一時間について 二千百円	千七百円（当該講習が運転免許に係る講習 に関する規則（平成六年国家公安委員会規 則第四号）第五条第一項に規定するもので ある場合にあっては、七百円）
法第百八条の二 第一項第十二号 に掲げる講習	法第九十二条の二第一項の表の 備考一の3に規定する一般運転 者に対する講習	七百円	千五百円

に、

に改め、

「運転免許に係る講習に関する規則第五条第二項」を「運転免許に係る講習に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第四号）第五条第二項」に、

小型特殊自動車免許のみを受け
ている者に対する講習

講習一時間について

千五百円

法第百八条の二第二項の規定による講習で運転免許
に係る講習に関する規則第一条に規定する基準に適
合するもの

千七百円

を

法第百八条の二第二項の規定に
よる講習

イ 運転免許に係る講習に関する
規則第一条に規定する基準
に適合する講習

千七百円

ロ 政令第三十七条の六の二第一
号に規定する講習（ハに掲
げるものを除く。）

講習一時間について

一千五十円

ハ ニに掲げる講習を受講し、

千四百円

加齢に伴つて生ずる身体の機
能の低下が自動車等の運転に
影響を及ぼしていないと認め
られた者に対する政令第三十
七条の六の二第一号に規定す
る講習

二 更新期間が満了する日にお

ける年齢が七十歳以上の者又

は法第八十九条第一項の規定

により免許申請書を提出した

日における年齢が七十歳以上

の法第九十七条の二第一項第

三号に規定する特定失効者に

対する講習（イからハまでに

掲げるものを除く。）

二千七百五十円

同号を同表第十八号とし、同表第十四号を同表第十七号とし、同号の前に次の三号を加える。

十五 法第一百一条の二 の二第一項の規定による 運転免許証の有効期間の 更新を受けようとする者	経由手数料	運転免許証 更新手数料	免許証の更新（法第一百一条の二の二第一項の規定に 第一項の規定による 運転免許証の有効期間の更新を受けようとする者）
十五 法第一百一条の二 の二第一項の規定による 運転免許証の更新の申請をしようとする者	六百円	二千二百五十円	免許証の更新（法第一百一条の二の二第一項の規定による 免許証の更新の申請をする場合）

十六 法第二百四条の四 第五項の規定による 運転歴証明書の交付受けようとする者	運転歴証 明書交付手 数料	千円
---	---------------------	----

別表第十三号を削り、同表第十二号中「行われる」を「行う」に、「その試験を行う者」を「公安委員会」に、「二千九百五十円」を「三千円」に改め、同号を同表第十三号とし、同表中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、同表第九号中「（普通自動車免許、小型特殊自動車免許及び原動機付自転車免許以外の第一種運転免許をいう。以下同じ。）」を削り、同号を同表第十号とし、同表中第六号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、同表第五号中「審査をその審査を行う者」を「公安委員会」に、「一千七百五十円」を「二千八百円」に改め、同号を同表第六号とし、同表第四号の次に次の一号を加える。

五 法第二百四条第二項の規定による検査を受けようとする者	運転技能検査手数料	大型自動車仮運転免許を受けている者に対する検査
普通自動車仮運転免許を受けてている者に対する検査	二千五百五十円（公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、三千六百五十円）	二千五百五十円（公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、五千三百円）

別表に次のように加える。

二十　旧法第百八条の 二第一項第十一号の 規定による講習を受けようとする者	特定免許証 更新時講習 受講手数料	千七百円（講習時間が三十分とされている 講習にあつては、七百円）
---	-------------------------	-------------------------------------

別表の備考の第二号及び第三号中「第九号」を「第十号」に改め、同備考の第四号及び第五号中「第十一号」を「第十二号」に改める。

附 則

1 この条例中第一条の規定は平成十四年五月一日から、第二条及び次項の規定は同年六月一日から施行する。

2 第二条の規定の施行前になされた申請等に係る手数料については、なお従前の例による。

青森県農林物資登録格付機関登録手数料等徴収条例を廃止する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十七日

青森県知事　木村守男

青森県条例第五十号

青森県農林物資登録格付機関登録手数料等徴収条例を廃止する条例

青森県農林物資登録格付機関登録手数料等徴収条例（平成十一年三月青森県条例第七号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県女性就業援助センター条例を廃止する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十七日

青森県知事 木村守男

青森県条例第五十一号

青森県女性就業援助センター条例を廃止する条例

青森県女性就業援助センター条例（昭和三十九年四月青森県条例第四十号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

青森県木材業者登録条例を廃止する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十七日

青森県知事 木村守男

青森県条例第五十二号

青森県木材業者登録条例を廃止する条例

青森県木材業者登録条例（昭和四十九年十二月青森県条例第五十六号）は、廃止する。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

職員の給与の特例に関する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十七日

青森県知事 木村守男

青森県条例第五十三号

職員の給与の特例に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、職員の給与に関する条例（昭和二十六年七月青森県条例第三十七号。以下「給与条例」という。）第三条第一項に規定する給料表の適用を受ける職員（知事が定める職員を除く。以下「職員」という。）の給与の特例を定めるものとする。

(職員の給料月額の特例)

第二条 平成十四年四月一日から平成十五年三月三十日までの間における職員の給料月額は、給与条例第三条から第四条の一までの規定にかかわらず、これらの規定による給料月額（給与条例別表第四のイの備考〔〕又はロの備考〔〕の規定の適用を受ける職員にあっては、同表のイの備考〔〕又はロの備考〔〕の規定の適用がないものとした場合の給与条例第三条から第四条の一までの規定による給料月額）から当該給料月額に百分の二（給与条例第七条の二第一項に規定する職にある職員（知事が定める職員を除く。以下「管理職員」という。）及び給与条例第三条第一項第七号に規定する指定職給料表の適用を受ける職員にあっては、百分の三）を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた

額（給与条例別表第四のイの備考（一）又はロの備考（二）の規定の適用を受ける職員にあっては、当該減じた額に同表のイの備考（一）又はロの備考（二）の規定により加算されることとなる額を加算した額）とする。ただし、次に掲げる手当の額等の算出の基礎となる職員の給料月額は、給与条例第三条から第四条の二までの規定による給料月額とする。

一 紙与条例の規定による手当の額（給与条例第十二条、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年七月青森県条例第十六号）第十五条第三項又は職員の育児休業等に関する条例（平成四年三月青森県条例第五号）第十条の規定による勤務しない一時間につき減額する額の算出の基礎となる調整手当の月額を除く。）

二 紙与条例第七条の規定による給料の調整額

三 紙与条例第十七条第一項の規定による勤務一時間当たりの給与額

四 義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例（昭和四十六年十一月青森県条例第四十九号）第三条第一項の規定による教職調整額

五 職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和二十六年七月青森県条例第三十九号）の規定による特殊勤務手当の額

六 職員の退職手当に関する条例（昭和二十八年十二月青森県条例第六十一号）の規定による退職手当の額

（管理職員の管理職手当の額の特例）

第三条 平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間における管理職員の管理職手当の額は、給与条例第七条の二第二項の規定にかかわらず、同項の規定による額から当該額に百分の五を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、給与条例第九条の二から第九条の四までの規定による調整手当の月額の算出の基礎となる管理職員の管理職手当の額は、給与条例第七条の二第二項の規定による額とする。

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

青森県議会議員の報酬の特例に関する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十七日

青森県知事木村守男

青森県条例第五十四号

青森県議会議員の報酬の特例に関する条例

平成十四年四月一日から平成十五年三月三十日までの間における青森県議会の議員の報酬月額は、青森県議会議員報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例（昭和二十五年七月青森県条例第四十六号）第二条の規定にかかわらず、同条例別表第一に定める報酬月額から当該報酬月額に百分の四を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、青森県議会議員の期末手当支給条例（昭和三十一年四月青森県条例第十六号）の規定による期末手当の額の算出の基礎となる青森県議会の議員の報酬月額は、同表に定める報酬月額とする。

附 則

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

(91) 平成14年3月27日 水曜日 青森県報 号外第19号

(毎週月・水・金曜日発行)	青森市長島二丁目一番二号	発行所・発行人
定価小口一枚三付十七四八十五銭	青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社	印刷所・販売人